

第23回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和3年3月3日(水) 午後2時00分～午後4時00分

2、開催場所 鹿島新世紀センター 2階会議室

3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 5番 江頭 武寛 委員 6番 大町 朝子 委員

②第2 報告第 48号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
報告第 49号 農振法第13条の規定による変更申請について(軽微な変更)
議案第 104号 農振法第13条の規定による変更承認について(除外)
議案第 105号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
議案第 106号 農地法第5条転用許可後の事業計画変更申請承認について
議案第 107号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
議案第 108号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
議案第 109号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
について
報告第 50号 非農地証明願について

6、農業委員会事務局職員

役職	氏名	役職	氏名
事務局長	田中 宏幸 (市議会のため途中から)	書記	植松 優太
		書記	吉田 範昭
局長補佐	高田 浩平	書記	峰松 一実

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
		計	12名	12名	

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
城内・高津原・大手・東町・西牟田・新町・中牟田・横田・若殿分・納富分・末光・馬渡	木下 一喜
小舟津・犬王袋・世間・重ノ木・行成・執行分・井手分	藤家 豊次郎
伏原・下浅浦・中浅浦・上浅浦・大木庭	橋村 広光
母ヶ浦・西葉	中西 和明

7. 会議の概要

事務局	<p>そしたら定刻となりましたので、只今から第23回定例総会を開催したいと思います。開催の前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、全委員の出席を確認。)次に議事録署名人の指名をします。5番江頭委員と6番大町委員にお願いいたします。</p> <p>審議に入ります前に、議事進行についての注意事項をいたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をして、議長の指名があった後に、自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関するのみを簡潔な質問をお願いいたします。2点目、審議に入りましてからの私語は控えでもらいますようお願いいたします。3点目です。この会場内は禁煙です。施設自体が禁煙となっています。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席してください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関する議案があり、これを審議・採決するときは、特に指示を致しませんが、自主的にこの会議場から退席していただくようお願いいたします。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消し等に繋がる場合もありますので、ご注意をお願い致します。以上が注意以上となります。では、慣例に従いまして会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>改めましてこんにちは。ちょうど春ですので三寒四温ということですが、この頃は春がもの凄く短くなつたように感じています。まだあと1~2回雨も降って、もう1回寒さも来るかなと思います。麦の生育が結構順調になってきたという話を聞いておりますが、やっぱりコロナの影響で、イチゴサンはしっかり売れているようですが、野菜物は殆どが底値で厳しいという話が出ています。ミカンも新しい(品種)ニジュウマルが出て、中晩柑の期待のエースと(JAの)佐々木常務理事が言っていたと新聞に載っていましたが、この時期は一番物が揃っているので本当に売れるのか、佐賀マンダリンの二の舞になりやせんやろかと私自身は心配をしています。イチゴも順調になって、新しい品種がまた出て希望が持てるかなと思っています。</p> <p>実は先般から農業委員会として皆さんのご意見や農業者の皆さんとの話をした意見書を市長宛て提出をしていました。これに対しての答申をしたいということですでの、総会後のその他で今月の行事予定のところで言いますが、去年も何人か都合のつかれる方に来ていただきましたが、今回も都合がつかれる方は臨時にお集まりをいただきますようお願いをしたいと思います。現在議会が開催中ですが、今日の総会もこのこともあって開始時間を遅くしています。議案が多いので早くからして欲しかったという意見もありましたが、通常よりも遅い開始となっています。市議会中で8日の時間は調整中ですが、市長から答申をいただく予定ですので、余程都合が悪い方を除いてお願ひしたいと思います。恐らく朝一番か昼一番のどちらかになると思います。確認をした後に連絡いたしますので、ご足労ですがご出席を賜りまして、市長も少し時間が取れるということですので意見交換をしたいと思います。</p> <p>それから、今日の総会は4時を目指して終わりたいと思っています。お陰様もって○○の放牧事業が固まってきていまして、地権者46名いらっしゃいましたが、全員さんから一応承諾をいただいている。ただ、地権者以外の方からクレームといいますか、地区としての合意がされていないと言われていますので、改めて今月20日に3回目の説明会をしたいと思っています。総会後にそのための打合せを行いたいと思います。地元の農地利用最適化推進委員の○○推進委員をその時間に来てもらいます。今日も議案に関連した最適化推進委員さんも天気の良い日にご出席いただきましてありがとうございます。最後までよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは早速ですけれども、議案審議並びに報告事項に入っていきたいというふうに思います。報告第48号「農地法18条6項の規定による解約報告について」事務</p>

	局から説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の1頁から8頁までをご覧ください。報告第48号について説明いたします。記載のとおり総件数30件となっています。合計65筆で面積が79,842平米となっています。内訳は田が42筆の、57,309平米と畑が23筆の、22,533平米となっています。解約事由は双方合意による借人変更のためが15件。あっせん申請のためが5件。借人からの申し出のためが4件。貸人からの申出のためが5件、農地法第5条申請のためが1件となっております。なお、借人変更となっている15件のうち、12件は新しい借人の方が決まっておりまして、第108号議案に上がっています。また12番、16番、18番の3件は新しい借人の方は決まっておりまして、来月の総会での審議になります。あっせんの申請のための5件のうち、4件は議案第109号に上がっています。また28番は現在事務手続きを進めておりまして、本日あっせん委員の選任を行います。借人からの申出のためとなっている4件及び貸し人からの申出となっている5件は現在新たな借人を探している状況でございます。農地法第5条申請のためとなっている8番は議案第105号の1番に上がっています。以上で報告第48号の説明を終わります。
議長	<p>報告の48号について説明をさせました。この頃は高齢化で実際耕作される方が動き出していく、交代されるために解約の件数が多くなってきている状況だと思います。審議の方もよろしくお願ひしたいと思います。それから、最初の挨拶で言い忘れていましたが、今回の総会で〇〇地区のあっせんもかけていきますので、改めてよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>報告第48号について質問のある方はいらっしゃいますか。質問も無いようですが、48号については終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいという声あり。)</p> <p>それでは報告第49号「農振法第13条の規定による農用地利用計画の変更について(軽微な変更)」の説明を農林水産課農政係からお願ひします。</p>
農林水産課 農政係	それでは報告第49号について説明いたします。議案書は9頁。位置図は1頁をご覧ください。今日お配りした資料の1頁も併せてご覧ください。申請地は大字〇〇字〇〇〇〇番〇の一部で、地目は畑。面積は198平米の内37平米と〇〇番の一部です。地目は同じく畑で、面積は212平米の内7平米となっていまして、2筆合わせて44平米でございます。場所が〇〇集落の入り口となります市道〇〇・〇〇線沿いで、申請者であります〇〇〇〇さんの住宅のすぐ横にある茶畠の一部となります。変更の目的が農業用倉庫で、トラクターの収納小屋でございます。関係者の同意として区長、生産組合長及び担当農業委員からの印鑑がございます。隣接耕作者はご本人の畠があるだけなのでいらっしゃいません。農地区分は2種農地です。始末書が提出されていまして、既に小屋が建っております。また〇〇番地は多面的機能支払交付金の対象農地でございますので、補助金返還の確約書が出されています。軽微な変更の理由でございますが、申請者は〇〇集落で農業を営んでいらっしゃいますが、農業用倉庫が手狭となり、平成30年8月頃に自宅の横の畠を一部トラクター収納の農業用倉庫として建設してございます。軽微な変更でございますので、既に2月2日に鹿島市公告第5号で公告いたしまして、2月3日付けで県へ報告し、2月4日付けで申請人へ軽微な変更の許可について通知を行ったところでございます。この後に農業委員会への農地転用の手続きがされるものと思います。以上で報告第49号の説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	始末書を読み上げてください。
農林水産課 農政係	(始末書の読み上げ)
議長	担当委員から何かありますか。
8番委員	ここは申請地の東側は普通畠で、西側は傾斜のついた茶畠が広がっていまして、南側は

	自宅です。全て自身の所有となっています。そのような状況です。
議長	<p>皆さん方から何かありますか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。)</p> <p>じゃあ、報告第49号については以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。続いて議案第104号の「農振法第13条の規定による変更申請について(除外)」に入ります。説明を農政係からお願いします。</p>
農林水産課 農政係	<p>今回は鹿島市農業振興整備計画のうち農用地区域の変更の案件として、農振法第13条の規定により農振除外の案件が6件ございます。議案書は10頁、位置図は2頁をご覧いただきたいと思います。本日お配りした資料2頁に平面図がございます。番号の1ですが、申請地は○○字○○○○番地○の畠でございます。面積は91平米。場所が○○集落で、県道○○・○○線沿いにあります○○○○建設の裏になります。変更の目的が庭設置のため。申請人及び所有者は○○○○さん上古枝の方です。この後の転用の申請者は○○○○さんになります。関係人の同意として隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員からの同意がございます。農地区分は1種農地でございます。確約書は鹿島西部土地改良区は解散してございますので、土地改良区からの意見書はございません。維持管理者が○○区でございますので、○○区の区長・生産組合長に対する確約書はあります。既に庭となっておりますので、始末書が提出されています。そして佐賀県農業協同組合から同意するという意見書が出ています。周囲の状況ですけれども、北側は申請者の住宅、南側は農道、東側が転用者の住宅、西側は農地となっています。周辺の農地は個人営農の水田でございますので、特に影響は無いかと思います。申請の理由ですが、申請地は平成15年位から住宅の庭として利用されてきたところで、今回土地の相続登記を行って、所有権移転登記をしようとしたところ宅地への登記がなされておらず、畠となっていたことが判明したため、畠となっている部分を除外するものでございます。内容は以上です。</p> <p>次に2番です。議案書はそのままで、位置図は3頁。本日お配りした資料は3頁となります。申請地は大字○○字○○○○番地、137平米。○○番地、514平米。○○番地、86平米の3筆の水田で、合計737平米となります。○○集落で、集落の入り口の手前で県道○○・○○線から○○川方面へ歩いて下った所にございます。変更目的は植林、杉の植栽です。申請人は○○区の○○○○さんです。関係の同意が隣接耕作者、区長・生産組合長、担当農業委員からあります。農地区分は2種農地です。確約書としましては多面的機能支払制度の対象農地ですので、補助金返還の確約書がございます。佐賀県農業協同組合からの同意書が既に出ており、同意するとなっています。周囲の状況ですが、北は山林、南は農地ですが休耕田です。東は山林、西は農地となっていますが荒廃園です。申請の理由ですが申請地は所有者が維持管理してきたが、山間部で耕作道が狭く、急勾配で機械も入れづらく鳥獣被害もあって、今後農地として維持管理することが困難との判断で植林する計画となったので、今回必要な面積を除外するものでございます。</p> <p>次3番です。議案書はそのまま10頁で、位置図は4頁です。本日お配りした資料の4頁も併せてご覧ください。申請地は大字○○字○○○○番地の102平米と○○番地○の409平米、枝番が付いた方は今回分筆されました。合計2筆の511平米でございます。○○集落内で、オレンジ海道より市道を経て集落へ下る農道沿いになります。変更の目的が住宅進入路建設のためとなっています。申請人が○○区の○○○○さんです。関係同意が隣接耕作者、区長・生産組合長、担当農業委員からございます。農地区分は2種農地です。意見書は農協の意見書が同意するということで既に提出されています。周囲の状況ですけれども、北が申請者の農地、南は申請者の宅地、東は農道、西は隣接農地となります。申請理由がこれまで宅地への進入路は借地をして設置していたが、都合で返還しなければならなくなつたために新たな進入路の建設が必要となり、計画策定に必要な面積を除外するものでございます。</p> <p>次4番になりますが、議案書はそのままで、位置図は5頁です。今日の資料では5頁になります。申請地は大字○○字○○○○番地○で、1筆の畠となっており、面積は3,839平米で</p>

ございます。場所は〇〇区で市道〇〇・〇〇線沿いで、〇〇公民館より上にあります〇〇牧場や〇〇牧場付近の農地となります。変更目的は太陽光発電設置のためであり、申請人は〇〇区の〇〇〇〇さんです。関係同意は隣接耕作者、区長・生産組合長、担当農業委員の同意がございます。佐賀県農協の意見書が同意すると既に提出されています。周囲の状況ですけれども、北が山林、南は隣接農地、東が農地ですが荒廃園となっています。西は牧場の宅地になります。農地区分は2種農地。申請の理由ですが、当該申請地は自己保全の状態で耕作されておらず、今後も農地として活用が見込めない状況であります。このような中で所有者の子供さんが太陽光発電施設を建設することになり、今回太陽光発電装置設置のために必要な面積を除外するものでございます。

続きまして番号5でございます。位置図は6頁です。今日の資料も6頁になります。申請地は〇〇字〇〇〇〇番地の一部の水田です。面積は754平米の内377平米となります。場所は〇〇集落で、〇〇〇〇付近となりますけれども、変更の目的が駐車場設置のためということで、申請人が〇〇区の〇〇〇〇さんです。関係同意として隣接耕作者、区長・生産組合長、担当農業委員の同意がございます。確約書といたしまして、多面的機能支払制度の対象農地でございますので補助金返還の確約書がございます。意見書といたしましては佐賀県農協の同意書が同意すると既に提出されています。周囲の状況ですけれども、北側は〇〇〇〇の駐車場、南側が隣接農地、東側は宅地、西側は水路を介して農地となっています。農地区分は2種農地でございます。申請理由でございますが、〇〇〇〇において駐車場はあるものの営業車や従業員駐車場が業務繁忙期には不足している状況で、近隣に新たな駐車場を求めていたところ申請者の承諾が得られたため、現在の駐車場の南側に隣接する農地を駐車場として利用したいということでございます。この場合、前回の農振除外で一部が駐車場ということで農振除外の許可がございましたけれども、今回残りの農地も除外をして1筆丸々駐車場として利用したいとのことで、残りの部分の除外を申請するものでございます。

次6番でございます。議案書は10頁のままで、位置図は7頁をご覧ください。今日の資料も7頁をお願いします。申請地は大字〇〇字〇〇〇〇番地の一部の畠で、776平米の内122平米です。〇〇集落で〇〇公民館よりも上流部の市道〇〇・〇〇線沿いの申請者の住宅の横になります。変更の目的は車庫設置のためで、申請人が〇〇区の〇〇〇〇さんです。隣接耕作者はいらっしゃいません。全て自身の農地です。関係同意が区長・生産組合長、担当農業委員の同意がございます。確約書といたしまして、多面的機能支払交付金の対象農地ですので、補助金返還の確約書がございます。また、中山間地域直接支払制度の対象農地でもございますので、補助金返還の確約書がございます。佐賀県農協の意見書が既に同意すると提出されています。周囲の状況ですけれども、北側が申請者の農地、南側が申請者の宅地、東側が申請者の宅地、西側が隣接の宅地となっています。農地区分は2種農地です。申請の理由ですけれども、現在2台の車を所有しているが、自宅の駐車場が狭くて来客時等には路上駐車となっているため、交通の支障となっていて危険な面もございます。今回軽トラックを購入する計画があって、これに合わせて来客用の駐車場を確保したいということで、2台入れる車庫を自宅横に建設して駐車場不足を解消したいので、必要な面積を除外するということでございます。

以上6件の除外申請の案件が出ておりますが、ご審議の程よろしくお願いします。

議長	1件ずつこの後採決を取りますけれども、それぞれ担当の委員さんがいらっしゃいます。1番と4番は10番委員の山口さん。2番と6番は8番委員の廣瀬さん。3番は2番委員の中牟田さん。5番は1番委員の三原さんです。担当委員から補足等ありますか。
10番委員 (担当委員)	4番ですが、先程の説明では場所は〇〇区とありましたが、区長さんの署名・押印は〇〇区の区長さんがされていると思いますが。
農林水産課 農政係	説明の中で〇〇区と言いましたか。場所的には〇〇公民館の上になりますが、所在は字〇〇ですので、〇〇区の区長さんの署名と押印がされています。すみません、間違って説明

	しました。
議長	他に担当委員からありませんか。
8番委員 (担当委員)	2番は〇〇区の山中の谷筋にあります。申請地の3筆は隣接した田んぼで10年位前までは耕作されていましたが、最近は遊休農地になっています。
議長	この付近はこの方の田んぼ3筆しかないと理解していいですか。
農林水産課 農政係	私からよろしいでしょうか。隣に申請者の水田がありましたが、数年前に農振除外して植林してあります。その隣は自分の農地があり、その西側は荒廃園になっています。申請地西側は自己保全の農地となっていまして、作付けはしていませんが、荒廃とはなっていません。
議長	もうどうにもならない状況でしょうか。
農林水産課 農政係	県道には牧柵が取り付けてあり、県道から農道が〇〇川の方へ下っていますが、農道の入口にはイノシシ対策でワイヤーメッシュが設置してあるので、耕作は難しいのではないかと思います。
議長	他にありませんか。
9番委員	6番についての質問ですが、区長・生産組合長の署名は誰がされていますか。申請人が区長及び生産組合長をされているのですが。
農林水産課 農政係	申請人が区長・生産組合長の署名・押印をされています。
議長	それはよろしくないですね。代理の方に(署名を)お願いしなければならなかつたのではないかでしょうか。農業委員会総会でも自分に関わりのある議案の採決のときに退席しないで良いということと同じことになります。もう既に書庫を建てるように整地がされていると聞いていますが。
農林水産課 農政係	山なりに畠となっていますが、自宅の横だけ土を取っている状況でした。
議長	車庫はここに建てないといけないという状況ですか。
担当 推進委員	申請地の市道側にも現在建物があります。これを取り壊して駐車場にすれば良いのですが、ここだけでは面積が足りないので、車庫を奥に建てて進入路にされるようです。何か工事が始まったと思って、話を聞いたところ、先程あったように傾斜地の畠を削って整地することでしたので、中止をするように申し入れをしたところです。
議長	申請人の方は今トラックは持っておられますか。
農林水産課 農政係	持っていないと言つておられました。乗用車だけ持つておられます。
議長	その乗用車はどこに停められていますか。
農林水産課 農政係	自宅の前です。家の前は広くないですが、車を停める位のスペースがあります。
議長	そこは道路敷きではないのですね。
農林水産課 農政係	道路敷きではありません。来客の車は路上駐車になっているとのことです。
議長	そしたら区長・生産組合長の欄に本人の署名・押印では都合が悪いでしょうから、代わりの方にしてもらうようにしてもらえませんか。区長の代わりの方って誰かおられますか。
担当 推進委員	〇〇地区は区長と生産組合長を兼任されていますが、隣区の区長さんにでもお願ひしてもいいのかなと思います。
議長	申請者と同意者が一緒というのは公平性が取れていないので、隣の区長さんから同意を取つてもらうようにお願いします。 5番の申請ですが、担当委員に質問です。何故2回に分けての農振除外の申請になつたのでしょうか。計画が杜撰だったということでしょうか。
1番委員 (担当委員)	転用者に尋ねたところ所有者の意向で2度に分けての農振除外の申請となつてしまつたとのことです。

議長	使用目的が適合かどうかで判断しますので、売り買いで判断はしません。だから、計画が杜撰ではないでしょうか。一度転用して駐車場にしたけれども、足りなかつたので残地もお願いしますということになるのではないかでしょうか。
農林水産課 農政係	造成計画であるとか、造成の見積書は農振除外の申請の際には必要ありませんので、計画性をこの段階では問うことはありません。
議長	除外は仕方がないということですか。転用するときには審査をしなさいということでしょうか。
事務局	売り主の方は全筆売りたかったのだと推測します。ただ、申請を出す際に必要最小限という指導もあって、当初半分での農振除外の申請となつたのだと思われます。ただ、始まつてみると転用者は全筆が良かったということで、やり直しになつたというのが現実ではないかと思います。
議長	転用申請の際には厳しく審議をしたいと思いますので、転用の目的や計画をきちんと立てて申請してもらうように転用者には伝えてください。 他にはないでしょうか。 (はいという声あり。) 3番についても、担当委員から何かないでしょうか。
2番委員 (担当委員)	はい、ありません。
議長	それでは採決を取ります。1番に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	はい。全員賛成です。採決されました。 2番に賛成の方。 (全員挙手)
議長	はい。全員賛成で採決されました。 3番に賛成の方。 (全員挙手)
議長	はい。全員賛成で採決されました。 4番に賛成の方。 (全員挙手)
議長	はい。全員賛成で採決されました。 5番に賛成の方。 (全員挙手)
議長	はい。全員賛成で採決されました。 6番に賛成の方。 (全員挙手)
議長	はい。全員賛成で採決されました。それでは6番まで皆さんの同意を得たということで進めさせていただきます。 それでは議案第105号に移っていきます。「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。1番の説明を求めます。
事務局	総会議案・説明資料の11頁をご覧ください。番号1について説明いたします。位置図の8頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇でございます。登記地目・現況地目共に畑となつています。登記面積は264平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん27歳、公務員の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん64歳、無職の方です。転用の目的は一般住宅で、施設の概要は居宅1棟108.48平米、2台分の駐車場38.50平米、進入路ほかが117.02平米になっています。農地区分は2種。周囲の状況ですが、東は道路、西は畑、南と北は宅地となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。合併浄化槽が設置され、既設の排水管が市道を横断しており利用されます。番号1については以上で

	す。
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
11番委員	場所は〇〇橋から50メートル程東側の三差路を北に入って2軒目です。所有者は普通の畠と思われていたようですが、多面的機能支払交付金の対象農地になっていて、除外手続きに時間を要しましたが、特段問題はありません。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	皆さんから何かありますか。現状的には〇〇さんの隣で元々宅地みたいな感じではあります。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 採決します。賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により、処理いたします。 続いて2番の説明をお願いします。
事務局	番号2について説明します。説明資料は同じく11頁、位置図は9頁をご覧ください。今日お渡しした資料でも9頁になります。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇及び〇〇番地〇でございます。登記地目は2筆共に田で、現況地目は畠になっています。登記面積はそれぞれ80平米と24平米です。譲受人は〇〇区の株〇〇〇〇の代表取締役〇〇〇〇さんです。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん63歳、会社員の方です。転用目的は露天駐車場となっています。その概要は5台分の駐車場62.50平米と進入路ほかが41.50平米になっています。農地区分は第3種で、周囲の状況ですが、東と南は道路、西は雑種地、北は宅地になっています。備考欄のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。番号2の説明は以上です。
議長	現地調査報告をお願いします。
11番委員	〇〇中学校の東側に〇〇という〇〇〇〇がありますが、そこから東に200メートル入った所になります。土地を購入されて駐車場にされますが、周囲の農地への影響が出ることはありません。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	皆さん方から何かございますか。道路に隣接していること也有って駐車場としては無理もないのかなと思います。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 採決します。2番に賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により、処理させていただきます。 3番の説明をお願いします。
事務局	番号3について説明します。この案件は議案106号の事業計画変更とも関連しています。位置図は10頁で、今日お渡しした資料も10頁になります。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は77平米です。譲受人は〇〇区で〇〇業をされている有限会社〇〇〇〇です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん83歳、会社役員の方です。転用の目的は宅地分譲となります。本申請に当たって分筆されています。また、昨年12月の総会で北側が宅地分譲の5条申請がされていました。その際、こここの畠もこの際、計画に入っていた方が良いのではないかという意見もありました。その後の土地の売買が進む中で購入者からの申出により、この畠も欲しいとあったことから今回見直しとなっています。それが議案第106号の事業計画の変更申請を出されています。周囲の状況としましては東が原野と宅地、西は道路・水路・宅地、南は原野・宅地、北は田(ここは分譲地への転用申請がされています。)備考欄のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。公共下水道区域になっており、〇〇番〇ほかの2,153.81平米が転用許可を受けられています。番号3の説明は以上です。

議長	担当委員から何かありますか。
4番委員	分譲地へ転用申請された南側の畠を半分分筆して1区画の宅地を広げられています。分筆残地は三角で形状が良くありません。
議長	担当の最適化推進委員さんもお見えですので、何かありませんか。
担当 推進委員	いいえ、ありません。
議長	12月に審議した案件で先に区切りの良い所で分筆して広げるということですが、よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決したいと思います。3番に賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、許可相当といたします。 ここでこの案件と議案第106号の「農地法第5条転用許可後の事業計画変更承認申請について」は関連しますので審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	この案件は大字〇〇〇〇番〇と既存許可が出ている大字〇〇字〇〇〇〇番〇と〇〇番〇を加えた全体計画の計画変更となっております。面積は3筆で2,018平米となっていますが、同時利用地がございます。農地区分は第3種であり、宅地分譲のためとなっています。申請人は有限会社〇〇〇〇となっています。変更後の事業計画としては分譲地の買い手の要望で分譲地の1区画を広げて販売するためとなっています。説明は以上です。
議長	内容的には只今の説明のとおりですが、皆さんから質問・意見はございませんか。 無いようですので、この件についても採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ということで進めさせていただきます。 議案第105号に戻ります。4番の説明をお願いします。
事務局	番号4について説明します。議案説明資料・位置図は共に11頁をお開きください。今日の資料も11頁です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番でございます。登記地目・現況地目共に田になっています。登記面積は991平米です。譲受人は〇〇区の有限会社〇〇〇〇で〇〇〇〇業者です。譲渡人は〇〇町の〇〇〇〇さん69歳、農業の方です。転用目的は露天資材置場となっています。概要は資材置場991平米となっています。農地区分は第1種農地です。周囲の状況ですが、東は道路、西は水路と道路、南は田、北は雑種地になっています。備考欄のとおり関係機関との協議あり、条件はなしとなっています。南側の隣地の田につきましては和のうになっていますので畦を作られる計画になっています。番号4の説明は以上です。
議長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
8番委員 (担当委員)	申請地の東側は道路となっていますが、市道です。西は水路を挟んで農道です。南側は今言わされたように和のうになっていますので、畔を作つてもらうように要望しています。北側の雑種地に工場があって、そこの資材置き場です。資材置場として利用されますが、形状変更はせずに鉄板を敷いて使うとのことでした。資材置場への出入り口は工場の方から作られるとのことでした。道路からの出入りはないとのことですのでよろしくお願いします。
議長	担当の最適化推進委員さんから何かありませんか。
担当 推進委員	南側の田は和のうになっています。この付近は用水の事情が良くなくて、あまり水田としての利用はされていないみたいです。そのような状況ですので問題はないと思います。
議長	近隣・隣接の水田にも問題はないですね。
担当 推進委員	はい。
議長	皆さん方から何かございませんか。

10番委員	譲受人の〇〇〇〇の代表者の氏名は分かりますか。
事務局	代表取締役は〇〇〇〇さんです。
議長	こちらの方ですか。
8番委員	〇〇地区の方です。
議長	よろしいでしょうか。質問・意見も無いようですので、採決します。賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、処理します。 5番の説明をお願いします。
事務局	番号5について説明します。説明資料は12頁、位置図は12頁をお開きください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇でございます。登記地目・現況地目共に田になっています。登記面積は337平米です。借受人は〇〇区の〇〇〇〇さん34歳、会社員の方です。貸出人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん64歳、会社員の方です。お二人は親子関係で、昨年11月の総会で農振除外の申請があつておりました。転用目的は一般住宅となっておりまして、その概要は居宅1棟108.39平米と3台分の駐車場37.50平米、進入路ほかが192.06平米になっています。農地区分は第1種農地です。周囲の状況ですが、東は道路を挟んで畑、西は水路、南は道路、北は宅地になっています。備考欄のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。番号5の説明は以上です。
議長	農振除外の申請の際も話しましたが、子供さんが帰ってくるということで、(親の)家の前に新しく家を建てるということです。同居別居の形になりますが、後を継がせたいとのことのようです。 この件に関して質問・意見はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決したいと思います。賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により処理させていただきます。以上で議案第105号は終わりたいと思います。議案第106号については先程賛成をいただきましたので、そういうことで取り扱いをさせていただきます。続いて議案第107号の「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。事務局から説明をさせます。
事務局	総会議案・説明資料は14頁をご覧ください。位置図は13頁を併せてご覧ください。1番と2番は今年1月の総会で審議をしています。そのときは申請者や関係者の話の辻褄が合わないであるとか、本当に駐車場が必要なのか真意が分からぬとか、12月にオープンしたばかりで駐車場が不足するのは計画が可笑しいというような意見が出ています。土地の所在は1番は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は172平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん72歳、無職の方です。農地区分は3種農地です。転用の目的は露天駐車場です。3台分の駐車場48.60平米と進入路123.40平米になっています。周囲の状況ですが、東と北は雑種地、西と南は田になっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてあり、条件はなしとなっています。東側の住民の方から道路通行と掘削等の承諾を取られています。 続いて2番の説明をいたします。位置図は6頁ご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地2他4筆でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積はそれぞれ590平米、43平米、268平米、250平米、208平米で合計1,359平米となっています。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん61歳、団体職員の方です。農地区分は3種農地です。転用の目的は露天駐車場です。32台分の駐車場480平米、通路741平米と法面ほかが163.60平米になっています。周囲の状況ですが、東と北は

	雑種地、西と南は田となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありますて、条件はなしとなっています。1番と同じく東側の住民の方から道路通行と掘削等の承諾を取られています。また、水路占用許可申請がされています。この占用面積26平米を同時利用される計画となっています。説明は以上です。
議長	これについても改めて調査報告をしていただきますが、まずもってこの前、草刈るよう頼んでおきましたが、済んでいますか。現地確認はされていますか。
事務局	写真を提出いただいているが、刈ってもらっています。
議長	誰が刈ったのですか。本人でしょうか。
4番委員 (担当委員)	それは分かりませんが、草刈り機を使って払ってあるようです。申請地の中央に水路がありますが、これは調整池からの排水を流す役目も兼ねていますU字溝が新設されています。
議長	この駐車場は結局は○○のための整備ですよね。
事務局	はい。
議長	それは良いとして、その後の動きとして何かありますか。(申請を)通していかねばならない理由がありますか。
事務局	今回議案をお上げしたのは草刈りをした状況の報告と、そして(駐車場が)不足している写真の提出がありましたので、そこを見ていただこうと思ったからです。申請の方法に関しては5条申請では駄目だったのかということですが、申請者が所有権移転を望まれなかったという経緯がございます。なので所有権移転をされない場合は、どうしても4条申請にならざるを得ないということ。また、所有権移転をされなくとも貸借での申請ではという考え方もありますが、この場合は○○側の希望なのですが、整備をした上で貸してくださいという経緯があったとお伺いしています。なので今回4条申請での貸露天駐車場で、なおかつ利用については○○側がここを利用しますという確約を出されている状況です。
議長	確約書が出ているのですか。
事務局	駐車場についての覚書が提出されています。
議長	読み上げてください。
事務局	下記に表示する不動産について貸主である○○〇〇と借主である○○法人○○〇〇〇〇〇は、当該敷地の造成後、駐車場用地として賃貸借契約を交わすことを約束し、この覚書を交換するということで、対象地の表示と賃料、契約予定者等と共に署名押印されたものが提出をされています。これは前回の申請時にもありました。
議長	○○側は申請人である○○氏が駐車場としての整備をしないと借りないとということですね。この件に関わった人が見え隠れしていて、一時期では○○氏の私的なことですが退職して収入も無くなるからという話があったり、元々は○○が駐車場は足りているとしていたのに、急にここを駐車場として借りることになったりとか、暫く様子を見て本当に足りないのであれば、農業委員会としてはやむを得ないとして、歩み寄ろうと(内々で)話をしていたところで、皆さんの意見がそうでした。否決する理由が必要ですね。
事務局	何らかの理由は必要です。
議長	申請人は他にも田んぼを所有されていますが、区長さんからはそこも荒らしてあるので、困っているという相談もあってます。そこは改善されていますか。
担当 推進委員	まだ出来ていません。一部は稲刈りをしてないので、稲穂が立っています。
議長	○○氏自身は農作業の能力はないですか。
4番委員 (担当委員)	いいえ、機械は使えます。田植え機・トラクターは使えるはずです。
議長	持っているのですか。
4番委員 (担当委員)	機械は一式揃っています。収納する倉庫もあります。
議長	違う目線から、皆さん何かありませんか。

4番委員 (担当委員)	地区内でも誰かが作ってもらえないかと思いますが、これまでの荒れ具合が酷かつたので、誰もしたがらない状況にあります。
議長	(〇〇氏には)この前から農地に対する姿勢を見せて欲しいと思っているところです。本人を呼んでこのことを伝えてはいますが、改善されていない状態です。
9番委員	1つお尋ねしても良いでしょうか。駐車場整備計画をつけてもらっていますが、工事自体の工程というか、どのくらいの期間を要して、駐車場はいつから始めますとか分かりますか。
事務局	前回の申請(2ヶ月前の申請)によりますと、2月上旬に着工して3月末日に完了する予定になっています。あくまでもこれは1月末に許可が出るという前提ですが、2ヶ月程度要するとなっています。
議長	オープンしてまだ2ヶ月で、今後の来客もどうなるか分からぬ状況ですので駐車場拡大の必要性が希薄であるので、私の預かりにさせてもらえませんでしょうか。 (はいという声あり。) 議案第108号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転等の許可申請承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の15頁をご覧ください。1番について説明いたします。位置図につきましては14頁になります。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は54平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん50歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん64歳、会社員の方です。譲受及び譲渡理由は小作地の売買と経営規模の拡大及び相手方の要望となっています。農地は譲受人の自作地に囲まれております。東側と南側がそうなっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がございます。説明は以上です。
議長	担当委員さんから何かありますか。
10番委員	ここは道に面していません。周囲の農地を持っている譲受人の〇〇さんが買うのが最良だと思っています。機械も〇〇さんの農地を通らないと入れることが出来ません。そのような所です。
議長	皆さんから何かありますか。説明があった通り利用価値的にも、この方が買った方が良いとのことです。よろしいでしょうか。 採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	賛成全員によりまして許可することに致します。 それでは議案第109号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第109号について説明します。総会議案・説明資料は16頁から32頁までとなります。この案件につきましては1議案で88件となっています。32頁に記載されている84番から88番は農地中間管理機構との貸借となる案件です。利用権設定されている案件が1番から63番までの63件です。このうち、16頁と17頁の1番から8番は期間借地となっていて、新規での届出で玉ネギの作付けとなっています。利用権設定63件のうち、新規が41件。再設定(更新)が22件となっています。そのうち、使用貸借権の設定は6軒です。賃貸借権の設定は57件です。賃貸借権57件のうち、現金扱いが21件。物納扱いが36件となっています。契約期間については26年11カ月が1件、10年が14件、9年8カ月が1件、5年が35件、3年が8件、2年が2件、1年が2件となっています。使用貸借権が設定されている11番、31番、50番の3件は更新となっています。52番と62番は隣接しており、現在遊休農地で草が繁茂していて再生するのに費用を要するため使用貸借になっています。56番は農業者年金の経営移譲の更新です。26頁の64番から31

	貢の83番はあっせんの案件です。64番と65番は今総会後に所有権移転が公社から買い手の方へ所有権が移ります。66番から83番はこの後に売り手から公社に所有権が移ります。なお、68番以降は〇〇地区における放牧事業の案件です。まずは〇〇関係者の16名のあっせんを行っています。この後数回に分けて進める予定です。
	農地中間管理機構との貸借は5件です。契約期間は10年2ヶ月が2件、5年が1件、4年7ヶ月が1件、3年が1件です。設定する権利は5件全て賃貸借件の設定となっていて、新規となっています。
	先程、放牧事業のあっせんと言いましたが、買い手の法人が資金を公庫から借りられる申請をされていますが、審査がまだ続いています。融資するかどうかの結果がまだ出ていません。買い手の考えでは融資を受けられない場合は資金をかき集めても買うとおっしゃっていました、この場合は公社から売り手さんへの支払いが遅くなる場合があるとお伺いをしています。
	議案第108号の説明は以上です。
議長	使用貸借となっているのが何件かあります。更新は元々の約束だから仕方がないと思いますが、新規での使用貸借については担当の農業委員さんは現場で立会い等された上で了承されていますか。
3番委員	52番と62番は私の担当区域ですが、昨年夏の農地パトロールで荒廃農地となっていた所です。最適化推進委員の原田さんが作ってもらえる方を探されたのですが、誰もいなくて結局自分が引き受けられました。草払いをした上での作付けとなります。
議長	あとは何番ですか。
事務局	あとは更新で新規はありません。
議長	質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。 質問も無いようですので、採決します。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。賛成全員により決定することに致します。 次に進みます。報告第50号「非農地証明願について」を議題と致します。1番の説明を求めてます。
事務局	総会議案・説明資料の33頁をご覧ください。1番について説明いたします。位置図につきましては15頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番でございます。登記地目は田です。登記面積は22平米でございます。申請人は所有者である〇〇区の〇〇〇〇さんです。農地区分は1種農地です。願出地の状況ですが、平成4年に圃場整備事業に伴い既存進入路の付け替えとして整備されまして現在に至っています。申請に至った経緯でございますが、当該申請地が非農地となり20年以上経過しており、今回住み家の建て替えを行うために調べた結果非農地証明の願出に至ったとなっています。周囲の状況ですが、東は道路、西は宅地、南は田、北は畠となっています。説明は以上です。
議長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
5番委員	現地確認をしました。ここは圃場整備で宅地への進入路になっていました。誰もがここは進入路だと思っていました。そのような所です。
議長	皆さんから何かございますか。圃場整備をした所でということですので、よろしいですね。 (はいという声あり。) 採決します。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	賛成全員により許可することに致します。 2番の説明を求めてます。
事務局	2番について説明します。位置図16頁をお開きください。土地の所在は大字〇〇

	字〇〇〇〇番でございます。この案件は5条申請にありましたが関係しています。登記地目は畠となっています。登記面積は60平米です。申請人は所有者である〇〇区の〇〇〇〇さんです。農地区分は1種農地です。願出地の状況ですが、圃場整備事業に伴い既存進入路の付け替えとして整備されまして現在に至っています。申請に至った経緯ですが、当該申請地が非農地となり20年以上経過しており、今回息子さんの家を新築するために手続きを進めた結果非農地証明の願出に至ったとなっています。周囲の状況ですが、東と西は田、南は道路、北は宅地となっています。説明は以上です。
議長	ここも1番と同様で圃場整備のときに進入路になっていたということです。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。全員賛成として扱います。 以上を持ちまして、本日提出された議案審議を終わります。
	(午後4時00分終了)

	この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。
	令和3年 3月 3日
	鹿島市農業委員会 会長 印
	5番委員 印
	6番委員 印
	事務局長 印